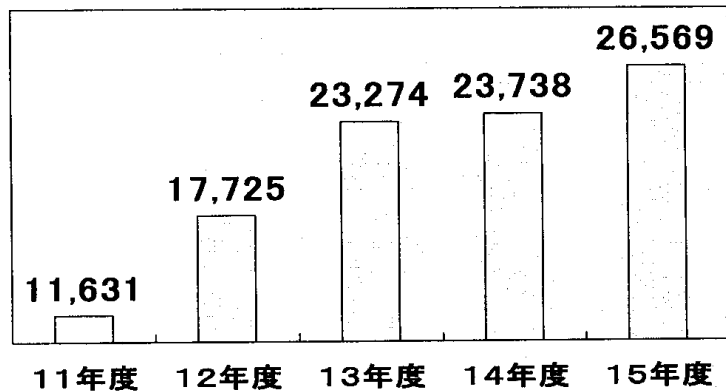


児童虐待の現状

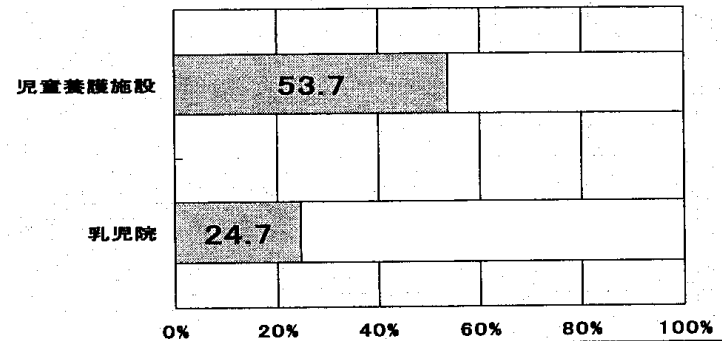
虐待相談処理件数

虐待防止法施行前の2倍以上に増加



施設入所者に占める割合

児童養護施設の新規入所児童の2人に1人、乳児院の新規入所児童の4人に1人が虐待を受けたことがある。



児童虐待が及ぼす影響

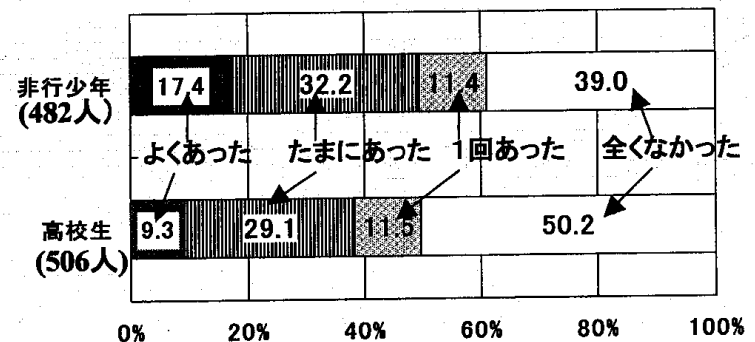
虐待は、

- ・ 身体発育の障害
- ・ 知的発達の障害
- ・ 情緒面の問題
- ・ 世代間連鎖

なども引き起こすと言われている。

非行との関係

児童虐待は、思春期における暴力行為との関係も指摘されている。



施策の充実を求める指摘

「児童虐待の防止等に関する専門委員会」報告書(平成15年6月)

- 虐待を受けた子どもは複雑なトラウマを抱えており、精神医学的な介入が必要な子どもが多い。このため、こうした子どもに的確に対応できる医療環境の整備が必要である。
- 虐待を受けた経験のある、あるいは精神疾患を抱えている保護者に対しては、地域の医療機関による一層の専門的な支援が必要である。
- また、その他の医療関係者に対する教育・研修の充実を図るとともに、小児科医と精神科医の連携強化を図ることが重要である。

全国児童相談所長会「児童相談所の体制の充実等に関する要請」(平成16年8月)

- 児童精神科医、心理職員の配置基準を、児童福祉司と同じく児童福祉法施行令において明確に定めること。
- 配置基準が定められるまで、暫定措置として、すべての児童相談所に、最低1名の児童精神科医を配置すること。なお、中央児童相談所には、規模に応じ、2名から5名の児童精神科医を配置すること。

参：厚労委 児童福祉法の一部を改正する法律に対する附帯決議(平成16年11月)

- 児童虐待の予防、虐待された児童に対するケア、養育者へのカウンセリング等に資する医学的・社会学的研究についてもその充実を図るため、予算面・人員面で十分な配慮を行うこと。

政策目標

健やか親子21

- 常勤の児童精神科医がいる児童相談所の割合を100%とする。(2010年)

(参考)

児童精神科医がいる児童相談所	32 箇所	(17.6%)
(うち、常勤の児童精神科医がいる児童相談所)	13 箇所	(7.1%)

子ども・子育て応援プラン

- 虐待対応のための協力医療機関の充実(全都道府県・指定都市で実施(平成21年度))

児童虐待に対する医療的ケアの重要性にかんがみ、地域の医療機関との協力、連携体制の充実を図る。

- 虐待対策に関する最新の知見の集積及び調査・研究

妊娠時よりの発生予防対策から、親へのカウンセリングなどの支援に至るまでの知見の集積、実践可能なプログラム及び専門職の資質の向上のための人材育成プログラム等の開発を集中的に実施する。

関連施策

医療的機能強化事業

- 児童相談所では対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースについて迅速かつ適切に対応するため、地域の医療機関を協力病院に指定し、専門的技術的助言又は医学的知見の観点から心身の治療の必要性を判断することにより、児童相談所の医療的機能を強化する。（平成16年度新設 補助率1/2）

先駆的取組の周知

- 保護者指導や家族再統合に関するプログラムについて、現時点において行われている様々な取組をまとめ、各自治体に周知（『子ども・家族への支援・治療をするために』（児童虐待防止対策支援・治療研究会編））

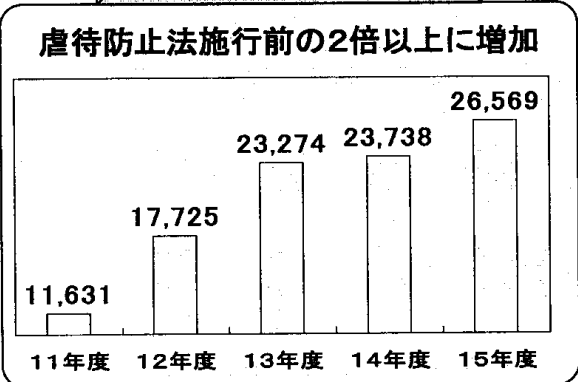
厚生労働科学研究等の推進

- 平成17年度において、厚生労働科学研究の中で総合研究として実施する。

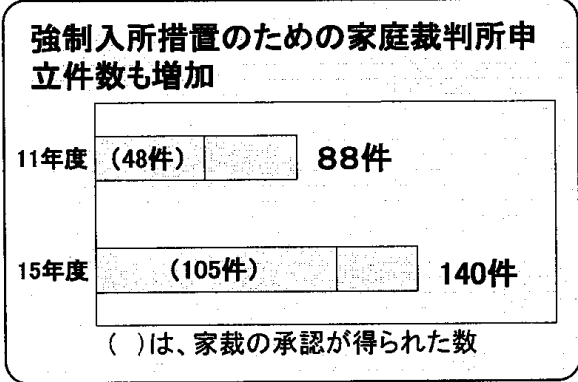
児童虐待の現状と今後の対応について

児童虐待防止対策は、社会全体として早急に取り組むべき課題

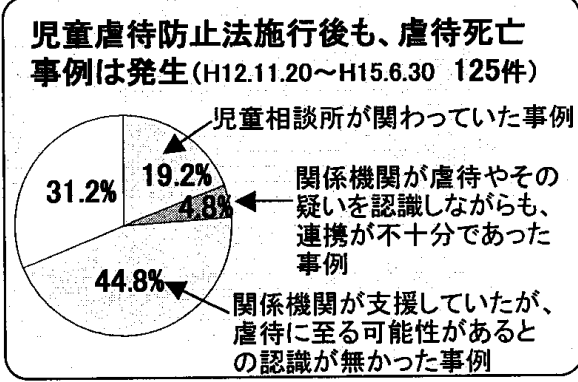
虐待相談処理件数



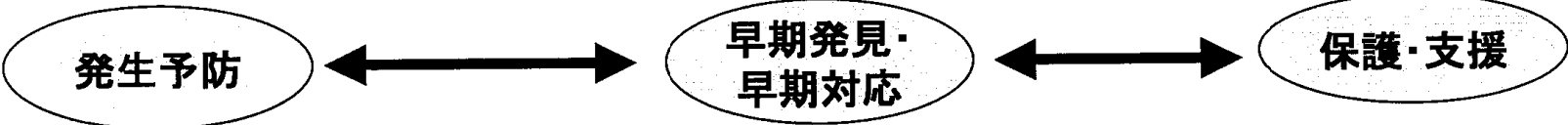
強制入所措置申立件数



死亡事例の発生



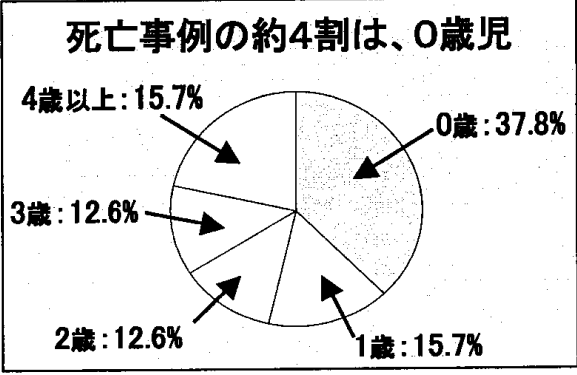
児童虐待を防止し、児童の健全な心身の成長、自立を促すためには、切れ目のない総合的な支援が必要。



虐待は、

- ・ 身体発育の阻害
- ・ 知的発達の阻害
- ・ 情緒面の問題
- ・ 世代間連鎖

なども引き起こすと言われている。



- 児童養護施設の入所率 86.6%
- 児童養護施設への新規入所児童のうち、虐待を受けたことのある児童の割合 53.7%

発生予防

一般子育て支援(孤立化防止)

- ・つどいの場の拡充
- ・地域子育て支援センターの拡充
- ・一時保育 等

虐待ハイリスクの家庭の把握・リスク低減(母子保健活動)

- ・健診に心理相談員、保育士の配置
- ・周産期の家庭訪問
- ・周産期医療施設との連携強化 等

育児支援のための家庭訪問

- ・自ら訴え出ないが過重な育児負担のある家庭を訪問し、育児支援を行う事業を創設

虐待を認めない社会づくり

- ・中高生の乳幼児ふれあい体験
- ・様々な媒体を活用した広報
- ・児童虐待防止推進月間の創設

早期発見・早期対応

児童相談所の体制・機能強化

- ・児童福祉司の地方交付税積算基礎人数の増員
- ・弁護士、精神科医等との連携
- ・家庭裁判所の関与の強化

児童相談所職員の資格、研修の充実等

- ・専門研修の実施
- ・児童相談所長の研修義務化
- ・児童福祉司の任用要件の見直し(実務経験を要求)

市町村による相談援助の実施

虐待防止ネットワークの法定化

専門家による児童虐待等要保護事例の検証

保護・支援

児童福祉施設等の機能・システムの充実

- ・地域小規模児童養護施設の拡充
- ・心理療法担当職員の配置
- ・個別対応職員の配置
- ・児童福祉施設の年齢要件見直し
- ・里親支援の拡充

施設退所後の支援の充実

- ・施設退所児童に生活福祉資金貸付
- ・雇用促進住宅の入所条件緩和
- ・アパート身元保証人に対する債務保証制度
- ・施設の業務として、退所児童に対する相談援助を追加
- ・年長児童を対象とする自立援助ホームの業務に「就業の支援」を明記

虐待の背景は多岐に渡る。福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察など地域の関係機関や地域住民の幅広い協力体制を構築し、児童虐待防止対策を実施していくことが有効

「子ども・子育て応援プラン」(児童虐待防止対策関係)

(具体的施策) (平成16年度) (平成21年度)
□虐待防止ネットワークの設置 1, 243市町村 → 全市町村
関係機関等による発生予防、支援のための連携体制を整備する。

(今後5年間の目標)
□乳児健診未受診児など生後4か月までに全乳児の状況の把握 全市町村で実施
乳児健康診査について、休日健診の推進等により、受診率のさらなる向上を図るとともに、生後4か月に達するまでに新生児訪問や乳児健診のいずれにも接触のなかった全乳児の状況を把握するため、訪問調査を実施するなどの対策を全市町村で実施する。

□育児支援家庭訪問事業の推進
訪問による養育困難家庭を支援する取組を推進するため、全市町村での実施を目指す。

□児童相談所の夜間対応等の体制整備 全都道府県・指定都市で実施
夜間休日における連絡や相談対応の確保、中核市規模の人口を有する市での設置の促進、分室・支所の活用による市町村支援体制の確保等を図る。

□虐待対応のための協力医療機関の充実 全都道府県・指定都市で実施
児童虐待に対する医療的ケアの重要性にかんがみ、地域の医療機関との協力、連携体制の充実を図る。

□個別対応できる一時保護所の環境改善 全都道府県・指定都市で実施
虐待を受けた子どもと非行児童との混合処遇の状況を改善することや非行児童に個別対応できる居室等の改善を行う。

(平成16年度) (平成21年度)
□児童家庭支援センターの整備 51か所 → 100か所
(都道府県に2か所、指定都市に1か所程度設置)
地域に密着した虐待、非行などの相談・支援を行うセンターを整備する。

□情緒障害児短期治療施設の整備
軽度の情緒障害を有する子どもの治療体制を整備するため、情緒障害児短期治療施設の全都道府県での設置を目指す。

□施設の小規模化の推進

299か所 → 845か所
(児童養護施設等において1施設あたり1か所程度
で小規模ケアを実施)

虐待を受けた児童等に対して、家庭的な環境の中で養護を実施する小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の整備を着実に進める。

(今後5年間の目標)

□里親の拡充

児童養護施設、乳児院、里親に措置され
た児童のうち里親への委託率

8.1%(15年度) → 15%

専門里親登録者総数

146人(15年度) → 500人

専門里親、親族里親の活用のほか、里親研修や里親養育相談の実施、里親の休息のために一時的に委託児童を児童養護施設等に預かるレスパイト・ケアの実施など、里親に対する支援を充実することで、里親への委託児童数の増加を図る。

□自立援助ホームの整備

(平成16年度) (平成21年度)
26か所 → 60か所
(都道府県・指定都市に1か所程度で実施)

義務教育終了後、児童養護施設等を退所した児童等の社会的な自立を促す援助を行う自立援助ホームの整備を着実に進める。

□虐待対策に関する最新の知見の集積及び調査・研究

妊娠時よりの発生予防対策から、親へのカウンセリングなどの支援に至るまでの知見の集積、実践可能なプログラム及び専門職の資質の向上のための人材育成プログラム等の開発を集中的に実施する。

□学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究

児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究、分析を行い、各学校及び都道府県・市町村教育委員会において調査研究の成果を活用する。

目指すべき社会の姿

- ◇児童虐待により子どもが命を落とすことがない社会になる(児童虐待死の撲滅を目指す)
- ◇全国どこでも養育困難家庭の育児への不安や負担感が軽減される支援を受けられるようになる
- ◇虐待を受けた子どもが良好な家庭的環境の中で育まれるようになる

児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（概要）

1 児童虐待の定義の見直し

- ① 保護者以外の同居人による児童虐待と同様の行為を保護者によるネグレクトの一類型として児童虐待に含まれるものとする。
- ② 児童の目の前でドメスティック・バイオレンスが行われること等、児童への被害が間接的なものについても児童虐待に含まれるものとする。

2 国及び地方公共団体の責務の改正

- ① 児童虐待の予防及び早期発見から児童虐待を受けた児童の自立の支援まで、これらの各段階に国及び地方公共団体の責務があることを明記するものとする。
- ② 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に寄与するよう、関係者に研修等の必要な措置を講ずるとともに、児童虐待を受けた児童のケア並びに保護者の指導及び支援のあり方その他必要な事項について、調査研究及び検証を行うものとする。

3 児童虐待に係る通告義務の拡大

児童虐待を受けたと思われる児童を通告義務の対象とし、現行法よりもその範囲を拡大するものとする。

4 警察署長に対する援助要請等

- ① 児童相談所長又は都道府県知事は、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、警察署長に対し援助を求めなければならないものとする。
- ② ①の援助を求められた警察署長は、必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、必要な措置を講じさせるよう努めなければならないものとする。

5 面会・通信制限規定の整備

保護者の同意に基づく施設入所等の措置が行われている場合についても、児童との面会・通信を制限できることを意図した規定を整備するものとする。

6 児童虐待を受けた児童等に対する支援

児童虐待を受けたために学業が遅れた児童への施策、進学・就職の際の支援を規定するものとする。

7 施行期日

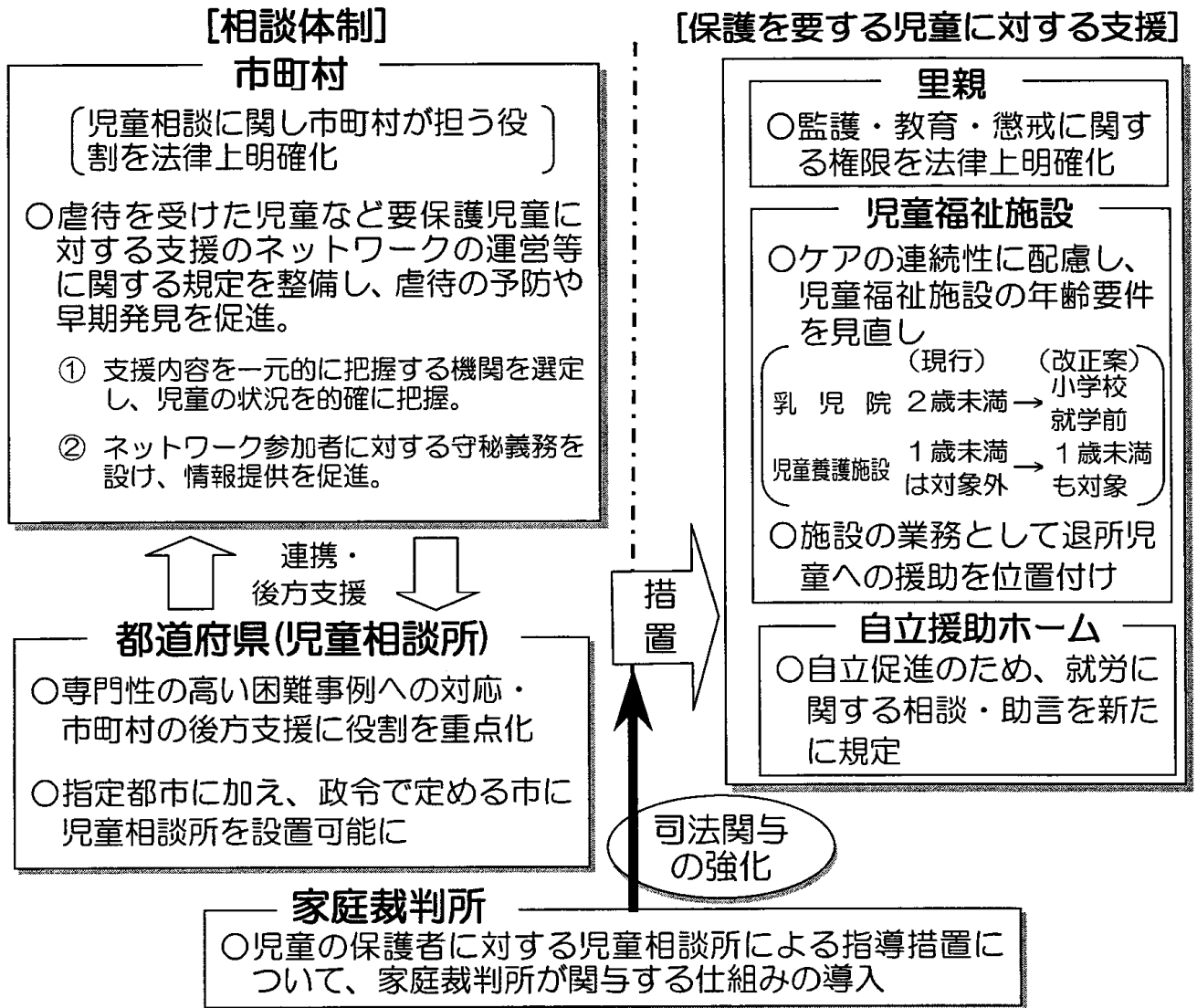
この法律は、平成16年10月1日から施行するものとする。

児童福祉法の一部を改正する法律（概要）

次世代育成支援対策を推進するため、①児童虐待防止対策等の充実・強化、②新たな小児慢性特定疾患対策の確立等の措置を講じる。

I 児童虐待防止対策等の充実・強化

- 児童相談に関する体制の充実（平成17年4月施行）
- 児童福祉施設・里親等の見直し（平成17年1月施行）
- 保護を要する児童に関する司法関与の強化（平成17年4月施行）



II 新たな小児慢性特定疾患対策の確立

- 長期にわたり療養の必要な慢性疾患にかかっている児童に対する医療の給付等の事業を創設。（平成17年4月施行）

III その他

- ① 保育料収納事務の私人委託（平成17年4月施行）
- ② 児童売買等に関する国民国外犯処罰規定（関連条約の発効日に施行）

児童福祉法の一部を改正する法律 概要

趣旨

次世代育成支援対策を推進するため、児童虐待防止対策等の充実・強化、新たな小児慢性特定疾患対策の確立等の措置を講じる。

法案の概要

1 児童虐待防止対策等の充実・強化

(1) 児童相談に関する体制の充実

- ①児童相談に関し市町村が担う役割を法律上明確化するとともに、児童相談所の役割を要保護性の高い困難な事例への対応や市町村に対する後方支援に重点化すること。
- ②地方公共団体に要保護児童の状況の把握や情報交換を行うための協議会を設置できることとするとともに、協議会参加者の守秘義務、支援内容を一元的に把握する機関の選定等、その運営に関し必要な規定を整備すること。
- ③政令で定める市は児童相談所を設置できることとすること。
- ④児童福祉司の任用資格要件の見直しを行うこと。
- ⑤新任児童相談所長に対する研修を義務化すること。

(2) 児童福祉施設、里親等の見直し

- ①乳児院及び児童養護施設の入所児童に関する年齢要件を見直すこと。
- ②受託児童の監護、教育及び懲戒に関する里親の権限を明確化すること。
- ③児童福祉施設及び児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の業務として、退所した児童に対する相談その他の援助を位置付けること。

(3) 要保護児童に関する司法関与の見直し

- ①家庭裁判所の承認を得て行う児童福祉施設への入所措置について有期限化すること。
- ②児童の保護者に対して児童相談所が行う指導措置について、家庭裁判所が関与する仕組みを導入すること。
- ③児童相談所長の親権喪失請求権を18歳以上の未成年者まで拡大すること。

2 新たな小児慢性特定疾患対策の確立

(1) 事業の概要

慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養の必要な児童等に対する都道府県による医療の給付等の事業を実施すること。

(2) 対象疾患及び対象患者の見直し

重症患者に重点化するとともに、医学的知見に基づく対象疾患の追加・除外をすること。(10疾患群→11疾患群)

(3) 対象年齢の延長

18歳到達後20歳到達までの給付についても対象とすること。

(4) 補助規定

本事業に係る国の補助等を規定すること。

(5) 費用徴収

低所得者層に配慮しつつ、無理のない範囲の自己負担を導入すること。

3 その他

①保育料収納事務の私人への委託を認めること。

②児童売買等について国民国外犯の処罰を求める児童の権利条約選択議定書を締結するため、所要の規定を整備すること。

4 実施時期

1 (1) (③を除く)、1 (3)、2、3 ①については、平成17年4月1日

1 (1) ③については、平成18年4月1日

1 (2) (①を除く)については、平成17年1月1日

1 (2) ①については、公布日

3 ②については、関連条約の発効日

「児童虐待の防止等に関する専門委員会」報告書（平成15年6月）（抜粋）

取り組みの方向性

- 虐待を受けた子どもは複雑なトラウマを抱えており、精神医学的な介入が必要な子どもが多い。このため、こうした子どもに的確に対応できる医療環境の整備が必要である。
- 虐待を受けた経験のある、あるいは精神疾患を抱えている保護者に対しては、地域の医療機関による一層の専門的な支援が必要である。
- また、その他の医療関係者に対する教育・研修の充実を図るとともに、小児科医と精神科医の連携強化を図ることが重要である。

具体的な取り組みに関する意見・提案

- 小児科医と精神科医との連携強化を図ることが必要である。
- 地域に児童精神科の専門医が少ない現状および低年齢児への対応の必要性を踏まえ、小児科医の研修等が必要である。
- 治療のための医療関係者の人材養成及び医療対応システムの開発が必要である。
- 虐待をしてしまう保護者の心の問題は、これまで一般の精神科医が十分には対応してこなかった問題である。さらなる知見の集積と治療技術の向上のための研究とそれに基づいた卒後研修が必要である。
- 虐待のケースへの係わりは、非常に多くの時間を費やさなければならず、この点を考慮にいれ、医療機関の対応を促す対策が必要である。

今後の課題

- 医療対応システムに関する研究に取り組むことが必要である。
- 都道府県レベルでの拠点医療機関の設置を検討することが必要である。
- 児童（小児）精神科医の充実を図ることが必要である。

